

# 将来を見据えた子育て支援政策に関する 調査報告書

令和5年11月28日

甲州市議会厚生経済常任委員会

厚生経済常任委員会

委員長	平塚 悟	副委員長	丸山 国一
委員	岡部 紀久雄	委員	青柳 好文
委員	高野 浩一	委員	飯島 孝也
委員	相沢 俊行	委員	矢崎 友規

## 目次

1. 調査の目的	・ ・ ・ ・ ・ P. 1
2. 調査の進め方	・ ・ ・ ・ ・ P. 2
3. 取組経過	・ ・ ・ ・ ・ P. 3
4. 本市の現状と調査事項	・ ・ ・ ・ ・ P. 5
5. 先進地事例の研究	・ ・ ・ ・ ・ P. 18
5. 協議内容	・ ・ ・ ・ ・ P. 24
6. 提言	・ ・ ・ ・ ・ P. 26

## 1. 調査目的

全国的に少子高齢化が進む中で、特に出生数の減少による人口の自然減が続いている。また、本市においては、自然減と社会状況の影響による人口減少に歯止めがかからず、若者の都市部への流出により子育て世代の減少が深刻化しており、人口減少対策への取り組みは急務である。

市内には、公立保育所4箇所、民間保育施設7箇所、民間幼稚園1箇所があり、これらの施設で就学前児童の教育・保育を担っていただいているが、年々児童数が減少する中で、民間保育施設の経営環境は厳しさを増し、公立保育所では施設の老朽化や利用者数の減少等が課題となるなど、市全体として幼児教育・保育施設のあり方が心配されている。

また、市の公共施設等総合管理計画においては、公立保育所4箇所については、後25年以内に施設廃止の方針が示されている。

次に、小学校就学後の児童が放課後や夏休み等の長期休みに通う児童クラブについて、設置の目的は家庭に代わる生活の場を与えて、子ども達の健全な育成を図ることである。子育て世代の保護者の働き方が多様化する中で、少子化の傾向が続いているにも関わらず、児童クラブの利用者数は横ばいで推移していることから、高いニーズがあることが分かる。

このような状況を踏まえて、将来の児童数を見据えるなか、市の財政負担を考慮しつつも再編による効率化だけでなく、将来を担う子ども達の育ちに重点を置き、子育て世代のニーズに合った教育・保育環境づくりに取り組み、子ども達が自然豊かな環境の中で生き生きと成長し、保護者が安心して子育てし、就労できる環境を整えることで、人口減少対策としても重要な役割を果たすものとする。

## 2. 調査の進め方

厚生経済常任委員会として I 市内保育園と公立保育所の再編について、II 学童保育事業・児童クラブの運営について重点的に調査・研究を進め、意見を今後の政策に反映させることを目的に「将来を見据えた子育て支援政策」をテーマに設定した。

調査においては、初めに担当課へのヒアリングを実施し、本市の現状について確認した。まず、保育園と公立保育所の再編については、市内の私立保育園等へ出向いて調査と意見交換を行った。また、市が運営する公立保育所へも視察を行い先生方と意見交換を行った。次に、学童保育事業・児童クラブの運営については、市内14カ所の児童クラブに視察調査に伺った。

先行事例として、公立保育所の再編を計画的に実施している山梨県韮崎市と大月市への行政視察を実施。次に、笛吹市へ放課後児童クラブの運営について行政視察を実施した。また、長野県内への視察研修においても南箕輪村、白馬村、上田市において同様の項目について行政視察を実施。視察の検証、現状と課題の整理を行い、各課題への対策について委員間討議を中心に検討し、調査報告をまとめていくこととした。

### 3. 取組経過

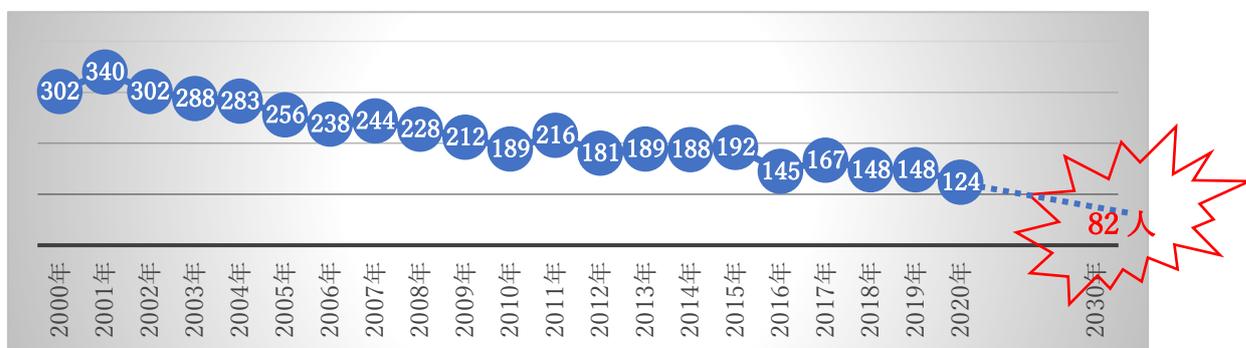
調査日	調査・取組内容
令和4年10月5日	<b>【調査方針に係る協議】</b> 調査の方針について自由討議を行った。
令和4年11月25日	<b>【担当課へのヒアリング】</b> 担当課(子育て・福祉推進課)の出席を求め、本市の現状・取組みなどについてヒアリングを行った。
令和5年3月20日	<b>【今後の調査に係る協議】</b> 今後の調査について自由討論を行った。
令和5年4月	<b>【視察】</b> 2人1組に分かれ甲州市内の私立認定こども園、幼稚園を組ごとに視察した。
令和5年4月26日	<b>【視察の調査報告】</b> 私立認定こども園、幼稚園への視察の調査報告及び意見交換を行った。
令和5年5月22日	<b>【行政視察】</b> 山梨県韮崎市へ行政視察を実施した。
令和5年6月5日	<b>【担当課へのヒアリング・行政視察の振り返り】</b> 担当課(子育て・福祉推進課)の出席を求め、補助金や公立保育所の運営費、公立保育所のあり方検討協議会についてヒアリングを行った後、行政視察の振り返りを行った。
令和5年7月10日	<b>【担当課へのヒアリング】</b> 担当課(子育て・福祉推進課)の出席を求め、児童センター・児童クラブの現状についてヒアリングを行った。
令和5年8月	<b>【視察】</b> 2人1組に分かれ甲州市内の児童クラブを組ごとに視察した。
令和5年8月22日	<b>【視察の調査報告】</b> 児童クラブへの視察の調査報告及び意見交換を行った。
令和5年9月	<b>【視察】</b> 2人1組に分かれ甲州市内の公立保育所を組ごとに視察した。
令和5年10月12日	<b>【行政視察】</b> 山梨県大月市へ行政視察を実施した。

令和5年10月13日	<b>【行政視察】</b> 山梨県笛吹市へ行政視察を実施した。
令和5年10月16日 ～17日	<b>【行政視察】</b> 長野県上田市、南箕輪村、白馬村へ行政視察を実施した。
令和5年11月1日	<b>【行政視察の振り返り及び検討課題に対する意見の取りまとめ】</b> 行政視察の振り返りを実施し、検討課題に係る意見の取りまとめを行った。
令和5年11月15日	<b>【調査報告書のまとめ】</b> 調査報告書の内容について協議を行った。
令和5年11月24日	<b>【調査報告書のまとめ】</b> 調査報告書の内容について協議を行った。

## 4. 本市の現状と調査事項

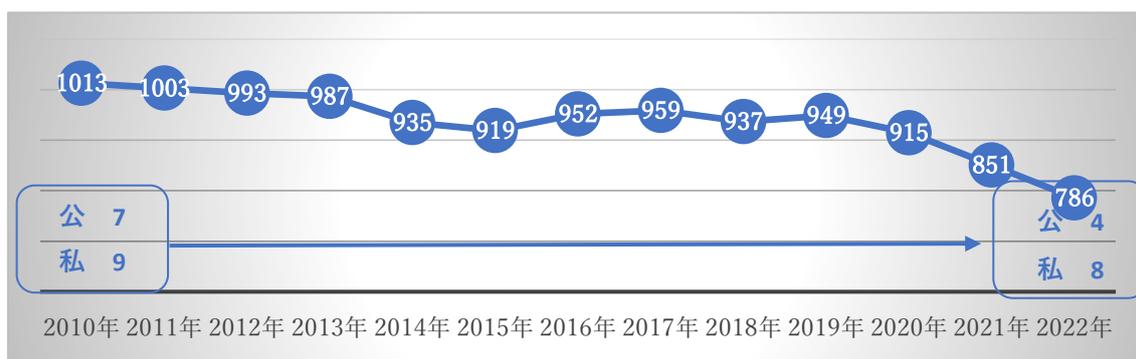
### I 公立保育所・私立認定こども園等の再編

#### (1) 出生数の動向



- ・2018年度からは年間の出生者数150名を割り込み激減している。
- ・今後、同様の減少率で推移すると2030年には年間出生数は100人を下回ると予想される。

#### (2) 公立保育所・私立認定こども園等の利用者数の推移



- ・2010年には、市内の保育所等に在籍する子どもは1013名であったが、出生数の減少に伴い2022年度には786名に減少している。なお、市外の教育・保育施設を利用している子どもは57名である。
- ・12年間で、私立保育園 1 園と公立保育所1園が閉園し、公立保育所2園が休園となった。

## 市内園児数の推移

### ①出生数 ※各年4月1日現在の0歳児の数

単位:人

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
151	172	140	135	125	147	123

### ②保育園・認定こども園在籍数 ※各年4月1日現在

#### 公立保育所

単位:人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
松里保育所	35	30	30	30	28	22	23
奥野田保育所	43	40	44	31	29	26	26
東雲保育所	58	44	44	42	55	42	31
大和保育所	22	22	24	25	25	22	20
計	158	136	142	128	137	112	100

#### 私立認定こども園

単位:人

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
塩山愛育園	118	119	123	115	127	106	120
塩山カトリック幼稚園	55	66	62	63	48	35	33
たんぽぽこども園	109	114	119	119	115	121	113
みいづ保育園	46	47	48	52	50	46	45
千野保育園	85	85	85	87	84	79	77
泉保育園	75	74	70	66	60	60	64
赤尾保育園	110	110	119	121	117	122	124
岩崎保育園	123	116	115	116	113	105	105
勝沼保育園	80	70	66	48	閉園	閉園	閉園
計	801	801	807	787	714	674	681
公私計	959	937	949	915	851	786	781

甲州市 保育所などの利用状況(令和元年度～4年度) 1/2

市内公立		定員	利用年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	入所率
公立保育所	松里保育所	70	元年度	2	4	4	7	6	7	30	43%
		70	2年度	0	4	8	4	7	7	30	43%
		70	3年度	2	2	4	9	4	7	28	40%
		70	4年度	1	2	2	4	9	4	22	31%
	奥野田保育所	80	元年度	2	6	4	12	6	14	44	55%
		80	2年度	0	4	6	5	11	5	31	39%
		80	3年度	0	1	5	7	5	11	29	36%
		80	4年度	0	3	3	7	8	5	26	33%
	東雲保育所	90	元年度	1	7	1	12	11	12	44	49%
		90	2年度	1	3	9	4	13	12	42	47%
		90	3年度	0	2	13	9	12	19	55	61%
		90	4年度	2	2	2	13	9	14	42	47%
	大和保育所	45	元年度	0	4	2	5	6	7	24	53%
		45	2年度	1	4	6	3	5	6	25	56%
		45	3年度	0	3	5	6	5	6	25	56%
		45	4年度	0	1	4	4	7	6	22	49%
小計	定員	利用年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	入所率	
	285	元年度	5	21	11	36	29	40	142	50%	
	285	2年度	2	15	29	16	36	30	128	45%	
	285	3年度	2	8	27	31	26	43	137	48%	
	285	4年度	3	8	11	28	33	29	112	39%	

※定員は、利用定員数

市内私立		定員	利用年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	入所率
私立保育園	勝沼保育園	70	元年度	1	5	13	13	16	18	66	94%
	※令和3年度より閉園	50	2年度	0	6	4	11	11	16	48	96%
私立認定こども園	塩山カトリック幼稚園	80	元年度	0	6	5	18	20	13	62	78%
		64	2年度	0	3	11	9	20	20	63	98%
		65	3年度	0	4	3	15	8	18	48	74%
		55	4年度	0	2	5	6	15	7	35	64%
	たんぼぼこども園	125	元年度	6	19	23	25	24	22	119	95%
		125	2年度	5	17	24	25	25	23	119	95%
		115	3年度	3	17	20	25	25	25	115	100%
		125	4年度	7	20	21	24	24	25	121	97%
	塩山愛育園	125	元年度	5	17	18	31	26	26	123	98%
		115	2年度	4	12	24	20	31	24	115	100%
		125	3年度	5	27	16	26	19	34	127	102%
		115	4年度	3	11	30	19	25	18	106	92%
	千野保育園	90	元年度	5	12	15	18	20	15	85	94%
		90	2年度	4	12	13	19	18	21	87	97%
		85	3年度	3	16	14	14	19	18	84	99%
		85	4年度	3	8	17	18	14	19	79	93%
みいづ保育園	50	元年度	0	6	8	14	11	9	48	96%	
	60	2年度	0	9	10	9	12	12	52	87%	
	50	3年度	0	3	13	11	10	13	50	100%	
	50	4年度	0	7	5	12	12	10	46	92%	
泉保育園	90	元年度	3	10	12	9	20	16	70	78%	
	90	2年度	3	11	11	13	9	19	66	73%	
	80	3年度	3	7	13	13	14	10	60	75%	
	80	4年度	4	9	10	12	11	14	60	75%	
赤尾保育園	125	元年度	5	18	22	24	25	25	119	95%	
	125	2年度	3	20	23	26	24	25	121	97%	
	125	3年度	4	14	24	28	25	22	117	94%	
	125	4年度	4	21	19	28	27	23	122	98%	
岩崎保育園	115	元年度	4	16	15	25	32	23	115	100%	
	115	2年度	4	17	17	21	25	32	116	101%	
	115	3年度	2	12	22	25	24	28	113	98%	
	105	4年度	6	12	17	22	24	24	105	100%	
小計	定員	利用年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	入所率	
	870	元年度	29	109	131	177	194	167	807	93%	
	850	2年度	23	107	137	153	175	192	787	93%	
	760	3年度	20	100	125	157	144	168	714	94%	
	740	4年度	27	90	124	141	152	140	674	91%	

※定員は、利用定員数 ※認定こども園は1～3号認定の合計

## 甲州市 保育所などの利用状況(令和元年度～4年度) 2/2

市外利用施設	定員	利用年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	入所率
市外の教育・保育施設を利用		元年度	1	12	5	15	15	15	63	
		2年度	0	3	9	13	17	24	66	
		3年度	0	3	2	14	14	14	47	
		4年度	4	6	4	10	17	16	57	

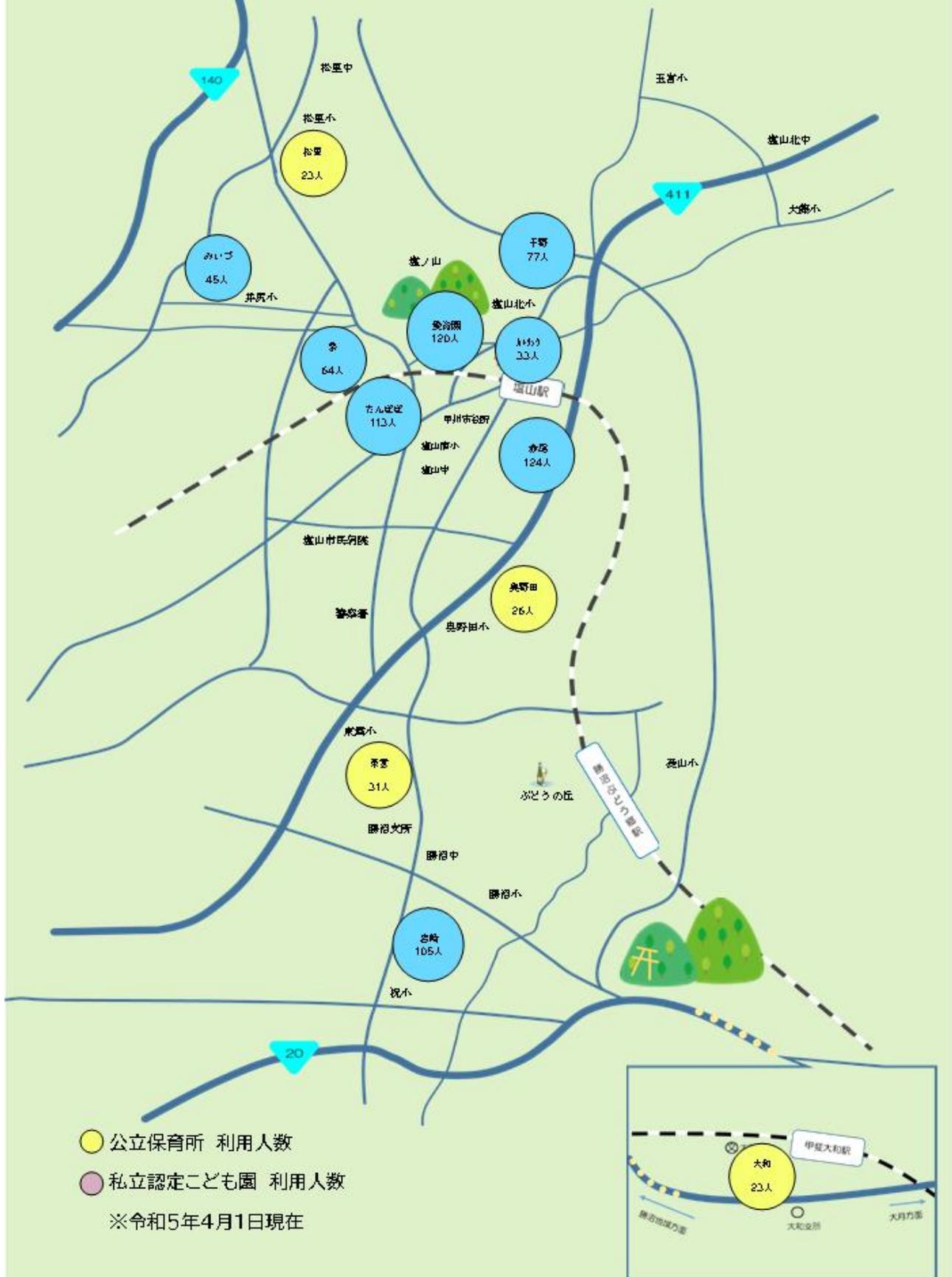
### ●年齢別施設利用者数

	利用年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
件数	元年度	35	142	147	228	238	222	1012
	2年度	25	125	175	182	228	246	981
	3年度	22	111	154	202	184	225	898
	4年度	34	104	139	179	202	185	843
割合	元年度	3.46%	14.03%	14.53%	22.53%	23.52%	21.94%	100%
	2年度	2.55%	12.74%	17.84%	18.55%	23.24%	25.08%	100%
	3年度	2.45%	12.36%	17.15%	22.49%	20.49%	25.06%	100%
	4年度	4.03%	12.34%	16.49%	21.23%	23.96%	21.95%	100%

### ●施設別施設利用者数

	利用年度	市内の 公立	市内の 私立	市外	合計	対元年度の増減率
件数	元年度	142	807	63	1012	
	2年度	128	787	66	981	96.94%
	3年度	137	714	47	898	88.74%
	4年度	112	674	57	843	83.30%
割合	元年度	14.03%	79.74%	6.23%	100%	
	2年度	13.05%	80.22%	6.73%	100%	
	3年度	15.26%	79.51%	5.23%	100%	
	4年度	13.29%	79.95%	6.76%	100%	

# 市内保育所・認定こども園マップ



### (3)公立保育所のあり方検討協議会

・令和5年度から市の子育て・福祉推進課では「公立保育所のあり方検討協議会」において、4つの公立保育所の今後の運営や役割について検討を開始している。

・協議会は公立保育所の役割、規模、配置等適正な運営のあり方について検討し、その結果を市長に提言するものであり、検討内容は「地域における子育ての支援拠点」、「保育技術の向上と民間との共有による保育の質の確保」「セーフティーネットや支援が必要な児童の受け入れ体制の確保」を念頭に協議を進めている。

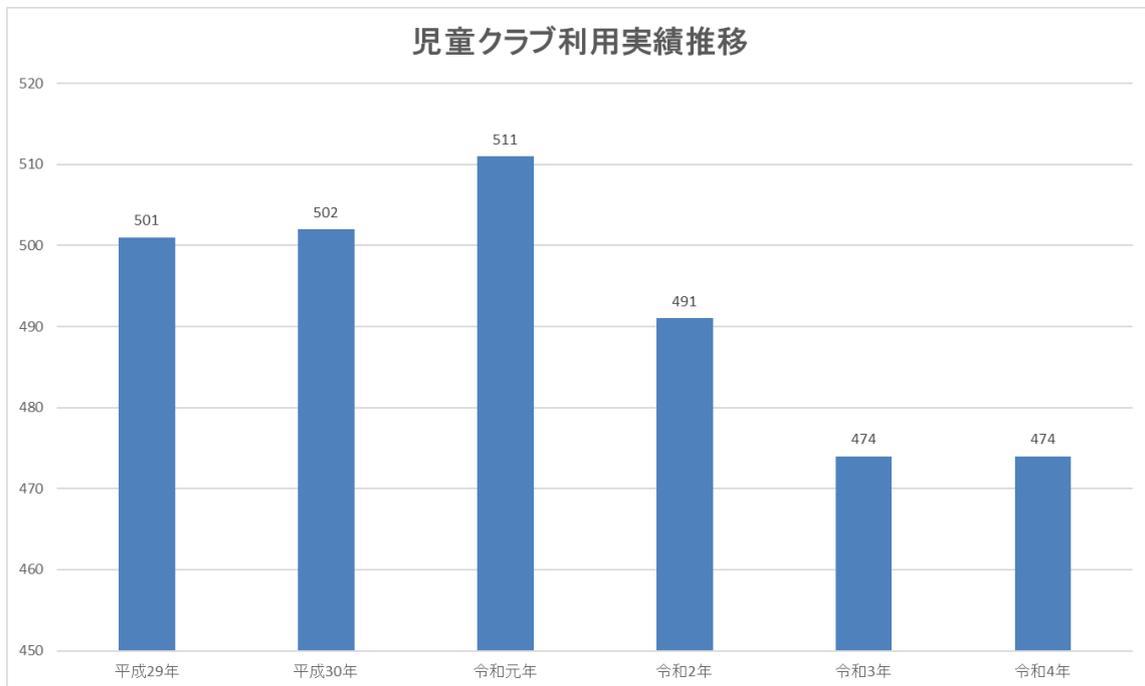
### (4)調査事項のまとめ

- ・少子化に伴う保育園・保育所の適正規模
- ・子育て世代のニーズ質(内容)の差から、公立保育所より私立園が選ばれている状況について
- ・公立保育所の存続意義
- ・公立、私立を含めた保育施設の再編計画の必要性
- ・子育て支援、移住定住まで考えた保育施設の再編についての考察
- ・幼児教育・保育のインクルーシブ教育、受け入れ体制

## Ⅱ 学童保育事業・児童クラブの運営について

### (1) 児童クラブの利用者数の推移

令和4年度 年度別利用実績人数														
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	実績数 (平均数)	利用定員
児童クラブ名														
塩山南児童クラブ	65	64	64	72	72	64	60	56	56	57	55	53	62	70
塩山北児童クラブ	49	46	45	43	42	42	42	42	42	41	40	42	43	60
塩山西児童クラブ	46	45	47	56	55	47	46	45	45	45	41	47	48	50
松里児童クラブ	27	26	25	26	24	23	24	23	23	22	22	22	24	25
大藤児童クラブ	12	12	12	12	11	12	12	13	13	13	12	12	13	25
井尻児童クラブ	37	36	38	38	38	36	33	32	37	32	31	31	35	25
玉宮児童クラブ	13	13	13	13	10	12	11	11	11	11	11	11	12	15
神金児童クラブ	15	15	14	14	14	13	13	13	13	13	13	14	14	20
東雲児童クラブ	34	32	34	41	40	35	32	31	32	32	31	30	34	70
奥野田児童クラブ	50	52	52	53	50	50	51	50	49	49	49	51	51	25
勝沼児童クラブ	65	65	65	66	66	62	61	61	58	57	57	57	62	60
大和児童クラブ	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
菱山児童クラブ	16	17	18	18	15	15	13	13	14	16	14	14	16	20
祝児童クラブ (岩崎保育園)	43	43	41	41	42	41	39	38	38	38	38	38	40	50
合計	492	486	488	513	499	472	457	448	451	446	434	442	474	535



(2) 児童クラブの運営形態について

児童センター・児童クラブ関連の主な令和5年度当初予算資料

1、児童センター3か所・児童クラブ13か所の人件費

(千円)

センター・クラブ館長	2人	5,788
支援員	33人	95,133
補助員	14人	8,299
<b>人件費合計</b>	<b>49人</b>	<b>Ⓐ109,220</b>

2、児童センター管理費に係る歳入

(千円)

番号	名称	説明	金額
1	児童クラブ使用料	市内14箇所の児童クラブの利用者負担金。	18,020
2	子ども・子育て支援交付金(国)	各児童センター及び各児童クラブの管理運営経費及び公設民営の祝児童クラブの運営委託料に係る経費。 国の負担：1/3	41,281
3	子ども・子育て支援交付金(県)	各児童センター及び各児童クラブの管理運営経費及び公設民営の祝児童クラブの運営委託料に係る経費。 県の負担：1/3	41,281
4	雑入	他施設の水道料	80
	<b>歳入合計</b>		<b>Ⓓ100,662</b>

### 3、児童センター管理費に係る歳出

○児童センターは、塩山南及び塩山北児童センターと東雲ふれあい親子館の3か所で運営

○児童クラブは、公設公営として塩山地域に9か所、勝沼地域に3か所、大和地域に1か所、公設民営として勝沼地域1か所(祝児童クラブ)の合計14か所で運営

令和5年度の管理運営費は以下のとおりである。

(千円)			
番号	名称	主な内容	金額
1	報償費	研修及び各催し等の講師謝礼	250
2	旅費	館長分の旅費	123
3	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費等	7,678
4	役務費	電話料、手数料、保険料等	1,512
5	委託料	警備、清掃、消防用設備点検、児童クラブ運営の各委託料等	10,021
6	使用料及び賃借料	不動産借上料等	2,549
7	工事請負費	施設整備費等	7,125
8	備品購入費	防火用具、電気機器等	375
	<b>歳出合計</b>		<b>㊸29,663</b>

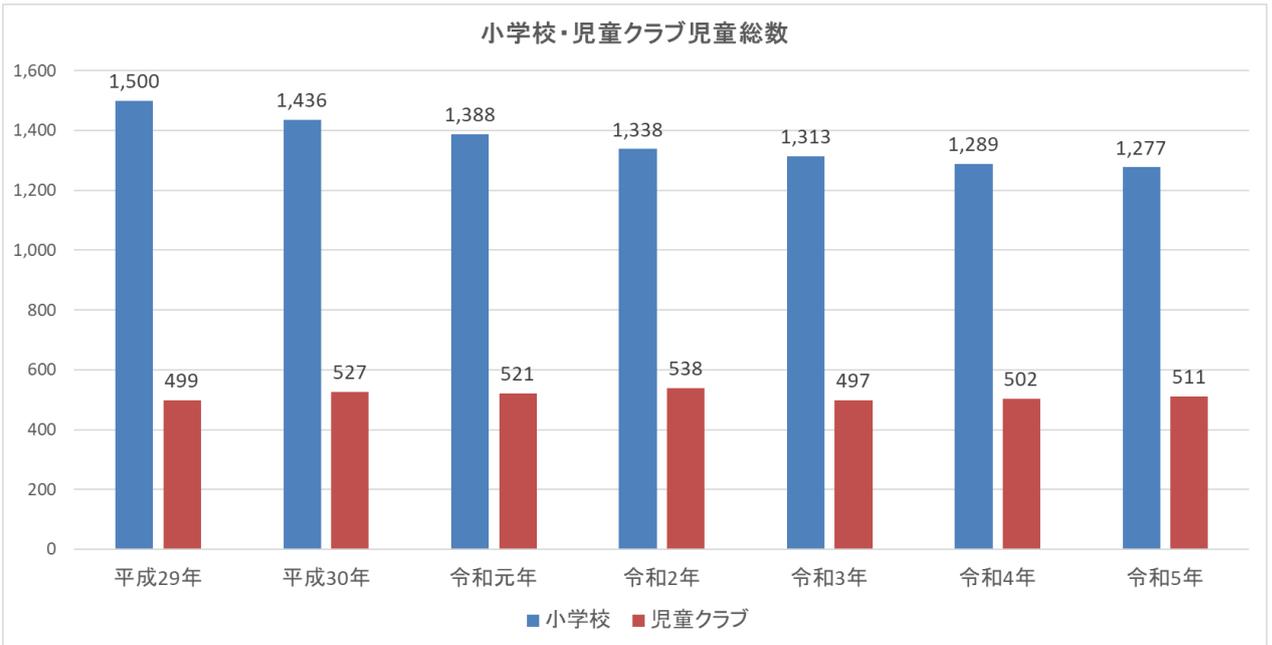
人件費㊶109,220 千円 + 歳出㊸29,663 千円 = ㊷138,883 千円

㊷138,883 千円 - 歳入㊹100,662 千円 = 38,221 千円(一般財源)

甲州市内の学童保育事業の現状は、地区公民館や各地の児童センター等の公共施設を活用し、1件を除いて公営により学童保育クラブが運営されている。

祝児童クラブ委託料:令和5年度714万円

児童総数（各年5.1時点）							
年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	1,500	1,436	1,388	1,338	1,313	1,289	1,277
児童クラブ	499	527	521	538	497	502	511



令和5年度 児童クラブ登録人数							(R5.6.1現在)	
	施設名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計人数
1	塩山南児童クラブ	24	14	21	5	10	5	79
2	塩山北児童クラブ	10	13	9	7	4	5	48
3	松里児童クラブ	7	12	7	3	0	0	29
4	奥野田児童クラブ	10	15	7	11	4	3	50
5	大藤児童クラブ	2	2	1	2	2	0	9
6	井尻児童クラブ	7	5	14	10	1	0	37
7	玉宮児童クラブ	3	2	1	1	1	0	8
8	神金児童クラブ	1	1	3	4	0	1	10
9	大和児童クラブ	5	4	6	3	3	2	23
10	勝沼児童クラブ	19	14	17	8	5	1	64
11	東雲児童クラブ	8	8	13	4	2	1	36
12	塩山西児童クラブ	16	19	7	7	6	2	57
13	菱山児童クラブ	6	5	7	4	4	0	26
14	祝児童クラブ	10	7	16	4	3	2	42
合計		128	121	129	73	45	22	518

## 児童1人あたりの面積

クラブ名	登録人数	面積 (㎡)	登録人数1人あたりの面積	別部屋の面積	別部屋を入れた面積	登録人数1人あたりの面積	備考
塩山南児童クラブ	79	384	4.86	0	384	4.86	
塩山北児童クラブ	48	334	6.96	0	334	6.96	
塩山西児童クラブ	57	191	3.35	48.3	239.3	4.20	クラブ室横の空き部屋
松里児童クラブ	29	43	1.48	72.7	115.7	3.99	クラブ室横の会議室
大藤児童クラブ	9	34.85	3.87	79.15	114	12.67	クラブ室横の会議室
井尻児童クラブ	37	20.8	0.56	74.9	95.7	2.59	クラブ室横の会議室
玉宮児童クラブ	8	19.8	2.48	66	85.8	10.73	クラブ室横の和室
神金児童クラブ	10	27.9	2.79	40.7	68.6	6.86	クラブ室横の和室
奥野田児童クラブ	50	32.16	0.64	32.54	64.7	1.29	クラブ室横の和室
東雲児童クラブ	36	151.33	4.20	0	151.33	4.20	
勝沼児童クラブ	64	144	2.25	50.9	194.9	3.05	クラブ室横の会議室
菱山児童クラブ	26	41.4	1.59	51.1	92.5	3.56	クラブ室横の体育館
大和児童クラブ	23	40.6	1.77	48.1	88.7	3.86	クラブ室横の会議室
祝児童クラブ	42	144	3.43	0	144	3.43	
合計	518	1608.84	3.11	564.39	2173.23	4.20	

### (3)調査事項のまとめ

- ・厚生労働省が学童保育クラブの運営に関する指針で示された児童一人当たりの占有面積 1.65 ㎡が確保されているか。
- ・市内の14の施設は、設置環境が異なり、一人当たりの占有空間の違うことから、サービスに格差が生じていないか。
- ・放課後児童クラブを学校施設で運営する条件
- ・放課後子ども教室への取り組み

～参考～

### 「放課後児童クラブ」

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生を預かり、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊びと生活の場を与えて、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全育成を図ることを目的とする。

(厚生労働省所管事業、山梨県は子育て政策課の所管)

## 「放課後子ども教室」

小学校の施設を活用して地域の方々の参加を得る中で、子ども達に安全・安心な活動場所を設けて、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流などの自主的な活動をとおして、相互の関係を広げ豊かな放課後の環境づくりを推進することを目的とする。

(文部科学省所管事業、山梨県は教育委員会の所管)

## ※甲州市の「放課後こども教室」への取り組み

「フォローアップ学習」と銘打ち、希望する小中学生を対象に、学生指導員や学校支援員、教職OB・OGにより、市内6カ所の公民館等において、年26回の学習支援を行っている。

## 「新・放課後子ども総合プラン」平成30年9月

### 1. 学校施設等の有効活用について

余裕教室の活用及び放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

① 学校施設を活用した放課後児童クラブの実施を促進するため、余裕教室の活用を進めるとともに、学校の特別教室や体育館、校庭等(けが等が発生した場合の保健 2 室を含む)のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯や長期休業等の期間に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進すること。

② 取り組みを推進するためには、学校教育・児童福祉を担う部局間・関係者間の連携が重要であり、地域や学校の実情に応じて、総合教育会議や学校運営協議会の仕組み等を活用したり、学校関係者や放課後児童クラブ関係者、地方公共団体の担当部局等からなる協議会を設置したりするなどして、関係者間の理解を深めつつ、協議を行い、学校施設を放課後児童クラブに活用できないか検討すること。

③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの実施にあたり、こども家庭庁の「放課後 子ども環境整備事業」においては、余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入のための経費や、余裕教室等に代わる教材等の保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備のための経費を補助している。

### 2. 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化について

放課後児童クラブは、学校施設を活用する場合であっても学校教育の一環として位置づけられるものではないことから、実施主体は学校ではなく市区町村となり、当該実施主体が責任を持って管理運営に当たるものである。

## 5.先進地事例の研究

### (1)山梨県韮崎市

山梨県韮崎市では、平成24年に「韮崎市立保育園再編整備計画」を策定し、市内保育園の定員規模の適正化、施設整備、民間活力の導入の調査研究等に向けて検討を重ねてきた。令和5年度までの12年間で、市内を4ゾーンに分けて公立保育園4カ所に再編する中で、施設整備、その運営に民間活力の導入を進めてきている。

公立保育所の民営化による事業効果と市民の反応は、運営する社会福祉法人の尽力や、民営化に対する評価検証委員会の設置、アンケートの実施など行政側から重ねて説明することで、市が整備計画で考えた「多様化する保育ニーズへの対応」、「民間事業者独自の保育理念や民間ならではの柔軟で迅速性のある対応」、「民営化による市財政負担の軽減」ができ、当事者である保護者をはじめ市民の方にもご理解いただくことができた。また、そのような経過から、計画に沿って再編整備事業を進めることができている。



韮崎市にて視察研修の様子

### (3) 山梨県大月市

山梨県大月市では、小中学校の再編に合わせて、「幼稚園・保育所(園)の再編に関する市の方針」を平成29年度に策定し、令和4年度までの5か年計画で再編整備を進めてきている。

再編に向けた課題として、児童数の減少が見込まれるため過当競争となっていたこと。保護者の働き方の多様化による保育需要の高まり、立地的にも保護者の送迎などの利便性を向上させること、児童福祉法第24条の規定により市に保育実施の責務があり、さらに障害児や生活困窮児などの受け皿として公立保育園に期待される面があることに配慮する必要があること。

市役所庁内での検討に加えて、市内の民間保育施設には現状の運営状況

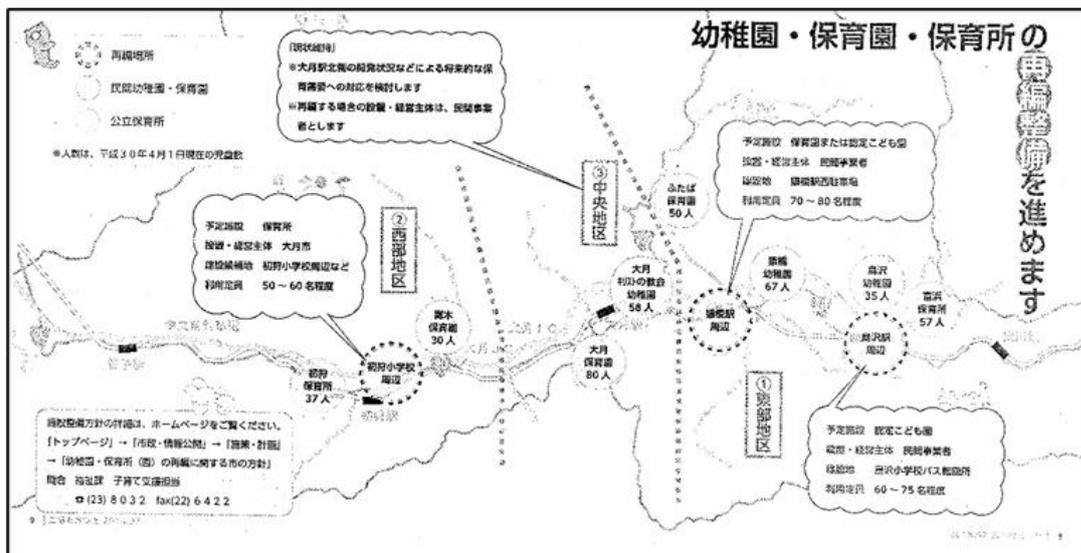
や課題、施設の状況について検討結果を共有して、民間保育施設の運営方針や事業展開をヒアリングしながら再編に関する方針を固めていった。

再編する場所は、市の地理条件を考慮して、送迎の利便性から国道20号沿線を中心に誘導することを基本として市有地の利活用を積極的に行っていた。

公立保育所の再編には、民間の活力を導入するにあたり、市が主導して再編を進める上で、建設用地の積極的な提供、施設整備費補助制度の創設に加えて、民間事業者への負担に対する積極的な緩和措置を講じることとした。

国の補助制度の交付基準額表により算出した民間事業者負担である4分の1の額を上限として補助金の嵩上を積極的に行い、再編整備を加速的に進めるためとの由。なお、特別な配慮が必要な児童への保育・幼児教育は公立保育所が担っていく必要があることが大月市の見解であった。

再編に関する市の方針を広報紙やホームページで周知するとともに、施設整備を進める際には、地区の代表者や周辺住民、保護者等に説明会を開催し、必要な時には個別訪問を行い、周知を図っていた。



大月市役所にて視察研修の様子

#### (4) 山梨県笛吹市

笛吹市八代児童センター及び八代小学校内に設置されている学童保育クラブの視察を行った。

##### ①学童保育事業への民間活力の導入

- ・笛吹市では学童保育クラブの運営を15年以上前から指定管理者制度を導入しており、現在は市内10カ所の学童保育クラブの内6団体が指定管理として運営を行っている。
- ・八代学童保育クラブ及び児童センターはシダックス大新東ヒューマンサービス(株)甲府営業所が5年契約で指定管理者として業務を受けている。

##### 指定管理料

令和5年度 指定管理料 : 30,603,600 円

《内 訳》

児童センター : 9,691,000 円

学童保育クラブ : 20,912,600 円

##### ・学童保育クラブ状況

支援単位(クラス)3、利用児童 137 名、職員 8 人体制

- ・全体的に学童保育クラブの支援員の確保が課題となる中で、民間事業者のノウハウを導入したことにより、施設の運営管理や子ども達の放課後活動・保育が効率的に出来ているとの由。

##### ②小学校の空き教室で学童保育クラブを運営する留意点

- ・笛吹市合併前から小学校の空き教室を利用しており、過去の経緯においても教室利用に関して教育委員会や学校側と特段の問題はない。石和地域の5つの小学校、御坂西小学校、八代小学校で教室を利用している。
- ・警備面は学校側のセキュリティー対策となっているが、利用する教室の管理は運営側で行っており、学校と学童保育クラブとの連携は取れている。
- ・校庭の使用はできないが、遊具が設置されている中庭で外遊びすることができる。

##### ③放課後子ども教室について、学習・スポーツ・文化活動に触れる機会は

- ・現在、石和地域においてNPO 法人まなびの広場が放課後児童教室を運営していて、教職のOB・OGの支援員により学習支援の機会を週5日で設けている。
- ・現在は先生方の協力により指導者や支援員は足りているが、継続していくには今後の成り手不足が課題である。



児童センター内は4つの部屋に区切られている 外遊びするのに十分なスペースと遊具が設置



下校時に1年生児童は玄関を一度出て、ベランダから児童クラブへ入ってくる。(八代第三学童保育クラブ)

## (5) 長野県上田市

長野県上田市において、「学童保育事業の運営について」視察研修を行った。市町村合併により新たに「上田市」が誕生し、それぞれの施設についても、地域で設置の経緯や運営方針も指定管理や直営にわかれており、施設の名称や利用料も異なっていたが、平成21年度に、再編・統一し、全施設が指定管理者による運営を始めるに至った。指定管理を導入したメリットは支援員の人材確保に効果があり、持続可能な事業とするためである。

上田市では、児童クラブと学童保育所の運営については、国の「新・放課後子ども総合プラン」の指針に合わせて、教育委員会内の組織により事務事業が執り行われていた。今回視察に訪れた清明児童クラブでは、設置されている小学校と連携する中で、タイムシェアにより校庭及び体育館を子ども達が利用することが出来ていた。

**6. 施設の運営について**

合併前は  
会考であったが、

全ての小学校区で児童クラブもしくは、学童保育所を設置しており、一部の小学校区で、児童館・児童センターが設置されています。全施設を指定管理者制度により運営を行っており、指定管理者は次のとおりです。

**<指定管理者> 指定管理期間 5年**

★ 児童館・児童センター	● 上田市社会福祉協議会
	● 労働者協同組合 ワークスコープ・センター事業団
	● NPO武石子育て支援を考える会
★ 児童クラブ	● 労働者協同組合 ワークスコープ・センター事業団
★ 学童保育所	● 各学童保育所運営委員会
	● NPO武石子育て支援を考える会

PTA役員自治会役員  
保護者が立ち上げた。

(公設民営が基本)



見学した「清明児童クラブ」の外観、学校施設内の旧教室を活用している。

(6) 長野県白馬村

長野県白馬村において、「保育所の統合、学童保育事業の取り組み等の子育て支援政策について」視察研修を行った。

①白馬村の保育所の再編については、村が主体となって地域の実状に合わせ進めた。平成19年の公立保育所再編にあたって、計画立案から地域への説明、保育所の施設整備や建設する場所の検討などの内容を伺った。

本視察研修で確認した、上手く行った点や隘路だった点を研究し、今後の甲州市の保育所再編をより良い方向に進めていく。

#### ・保育所の再編

公立保育所の施設の老朽化と出生数の減少を背景とし、平成19年～20年に掛けて3園あった保育所(北城地区2園、神城地区1園)を1園に統合し北城地区に建設した。

尚、私立の保育所1園(北城地区)が平成15年に開園しているが、本園については村が主導してはいない。

#### ・再編後の支援

白馬村の人口分布の比率は北城地区の方が多いため、公立園1園、私立園1園ともに北城地区に建設された。そのため、開園当初は神城地区の園児に対して、村としてスクールバスを準備し送迎の対応をしていたが、10年経過した頃から利用する園児が少なくなり、現在は運行していない。

本市の公立園の立地場所は塩山地区、勝沼地区、大和地区と広範囲に分布しているため、再編統合の際には園の設置場所、スクールバスの運行も考慮しながら再編計画を立案する必要がある。

②子育て支援ルームの運営については、白馬村は観光業に就業する保護者世代が多く、土日祝日が忙しい地域柄であり、子育て支援の一環で日曜日も開放している。また、同様の理由で休日保育の需要があり、保育園、幼稚園に通う子どもが利用している。

③放課後児童クラブについては、村内に2校ある小学校単位ごとに公設公営で2カ所を開設している。夏休み等の長期休暇と土曜日は合同で開設している。放課後子ども教室は令和3年度より1カ所で開設してきたが、保護者アンケートの結果を受けて来年度に向けて更に1カ所の開設に向けて検討中である。



## 6. 協議内容

担当課への現状に関するヒアリング、市内の教育・保育施設への視察調査、および先進自治体の行政視察を踏まえ、委員間における自由討議を実施。各委員からは以下のような意見と課題が上がった。

### I 公立保育所・私立認定こども園等の再編

・平成21年2月に甲州市立保育所運営検討委員会による答申が出ていた。内容は、公立保育所が担う役割、統廃合を含めた施設等の再整備、民営化等の民間活力の活用であった。しかし、その後に再編計画を立案するに至らずに来てしまっていること。

・近年の出生数の減少に伴い閉園する保育施設もあり、すでに過当競争状態となっていること。

・視察研修した他自治体では、公立の保育施設が多数を占めていたので保育所の再編計画を進められた経緯があり、私立による幼児教育・保育施設が多い甲州市とは条件が違うため、再編計画を立てるのは容易ではない。

・大月市のように行政として再編への方針を打ち出し、市民と民間保育施設の経営者へ示さないとならない。その上で再編計画を民間保育施設にも協力していただくことが大切ではないか。

・私立園を経営する民間事業者にも現状の運営状況や課題、施設の状況についてヒアリングすべきではないか。また、今後の運営方針や事業展開についても確認すべきである。

・民間事業者が保育施設を整備する場合は、現状の補助金要綱では資材費や建築費の高騰により厳しいのではないか。保育所の再編を進めて行くとなれば時限的な措置として補助金の上限を増やす等の対策が必要ではないか。

・児童福祉法24条の市の責務から、公設公営が良いのか、公設民営が良いのか費用面や運用面でも検討をするべきである。

・大和地域や松里地区など市の周縁部、過疎地域では地域の未来のためにも保育施設を存続させることが必要ではないか。

・公立保育所が医療的ケア児や障がい児を受け入れて、地域で子どもを安心・安全に預けることができる体制が必要ではないか。

## Ⅱ 学童保育事業・児童クラブの運営について

・厚生労働省の学童保育クラブの運営に関する指針のうち、児童一人当たりの占有面積 1.65 m<sup>2</sup>が実質は確保されていない。

・児童クラブで使用する部屋の他に隣接する公共施設を利用できる児童クラブもある一方で、市内の中においても子ども達が享受できるサービスの内容や施設設備などの環境に差が生じていること。

・厚生労働省、文部科学省、こども家庭庁が進める一体的な放課後児童の健全育成が今の体制では進められていない。

・「新・放課後こどもプラン」を実行していくにあたり、視察研修に伺った自治体では、教育委員会に所管を移すなど、柔軟な対応を始めている。本市も空き教室、校庭、体育館などの学校施設の活用を検討すべきではないか。

・コミュニティスクールを活用して、地域人材が手掛ける放課後こども教室の運営を検討するべきではないか。

・小規模校も含めて、小学校ごとに児童クラブが設けられているのは子ども達や保護者が利用しやすい環境だと評価する。

## 7. 提言

これまでの協議経過を踏まえて、委員会として意見の取りまとめを行い、以下について提言する。

### I 公立保育所・私立認定こども園等の再編

#### (1)出生数減少と過当競争への対応

・適正な定員規模について需要と供給のバランスを見直し、過剰競争の解消策を検討することが必要である。

#### (2)再編計画の必要性の確認

・平成21年2月の甲州市立保育所運営検討委員会の答申内容を振り返り、公立保育所の役割、民間活力の活用、施設の再整備などの内容を再確認し、現状と照らし合わせながら再編計画の方針を立てることが重要である。

#### (3)他自治体の先行事例からの学び

・他自治体の保育所再編の事例から学びを得ることが重要であるが、甲州市の独自の条件や民間保育施設の比率が異なることを考慮し、その適用可能性を検討する必要がある。

#### (4)公立保育所の公設公営と公設民営の検討

・児童福祉法24条の市の責務に鑑み、公設公営と公設民営の両方の運営形態について、費用面と運用面を含めて検討し、どちらがより効果的なのかを検証することが必要である。

#### (5)民間事業者との連携、対話と支援

・民間保育施設の経営者と連携し、再編への方針を示すことが重要。民間保育施設との協力や意見交換を積極的に行い、再編計画を進めるための基盤を築くべきである。

・私立園を運営する民間事業者の意見を聞き、現状の運営や課題、そして今後の方針や事業展開についてのヒアリングを行うことが必要となる。民間保育施設の整備をサポートすることも重要となるため、施設整備補助金制度の見直しの検討をするべきである。

#### (6)過疎地域への配慮

・市の周縁部や過疎地域の公立保育所が若い世代の子育て支援を提供するこ

とは、若い世代が地域に残りやすくなり、地域の存続をかけた取り組みとなる。

(7)インクルーシブ保育・教育、医療的ケア児・障がい児の受け入れ環境の整備  
・市内のどの地域に生まれても療育が受けられる環境を整え、保育所と児童発達支援の一体的な支援を可能にするため、専門人材の確保や育成に取り組むこと。また、環境整備への財政的支援の拡充を求める。

## II 学童保育事業・児童クラブの運営について

### (1) 児童一人当たりの占有空間の確保

・児童の安全と健康を考慮して、実質的に必要な居住空間(児童一人当たり1.65 m<sup>2</sup>以上)を確保するために施設改修や場所の変更が必要であり、合わせて適切なスペースを提供することが望まれる。

### (2)施設やサービスの平等性の確保

・児童クラブで利用される施設やサービスの支障を解消するために、全てのクラブで同等のサービスを提供することが重要。隣接する公共施設の利用や、施設設備の標準化を検討し、市内全体で平等な環境を実現するための努力が必要である。

### (3)教育委員会への所管移管と学校施設の活用

・児童クラブの所管を教育委員会に移すことや、学校施設の活用は、児童クラブを利用する子ども達の環境改善に向けての重要な一歩となる。  
・市当局は教育委員会と連携して、積極的に空き教室、校庭、体育館などの学校施設を児童クラブとして活用する方法を検討するべきである。

### (4)コミュニティスクールの活用

・地域の人材が参加する放課後こども教室の運営を促進するために、コミュニティスクールを活用することが有効と考える。地域のボランティアや専門家の協力を得て、多様な学びと遊びを提供することが求められる。

### (5)民間活力の導入

・公設民営を基本とし、管理運営に関しては指定管理者等の民間の力を活用する方向を検討するべきである。  
・民間事業者による放課後児童クラブの運営は、地域社会における子どもの教育や保育に新たな視点や資源を得る可能性がある。